

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日起休日に当たる翌日)

- ◇人委規則 職務に専念する義務の特例に関する規則の一部を改正する規則
則 昭和五十六年十一月鳥取県告示第千百六十九号中訂正

目 次

◇告 示 町の区域の新設等

生活保護法による指定医療機関の名称の変更

被爆者一般疾病医療機関の指定

豚等の移入の禁止

家畜伝染病の発生

牛等の出入又は移動を禁止する区域

土地改良区の解散(二件)

土地改良事業の認可(七件)

土地改良法による換地計画の適否の決定

選挙管理委員会委員長の住所及び氏名

選挙管理委員会委員長の職務代理者の指定

政治団体からの届出事項に異動があつた旨の届出

指定団体の届出

不在者投票管理者を置くことのできる病院等の指定の一
部改正

鳥取県告示第七十八号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定に基づき、境港市長から次のとおり町及び字の区域を新たに画し、及び変更する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

この町及び字の区域の新設及び変更は、昭和五十七年一月一日からその効力を生ずる。

昭和五十七年一月二十九日

告 示

及び字の名称
同上の区域(昭和五十六年十一月一日現在の地番による。)

鳥取県知事 平 林 鴻 三

美保町字釜池灘

竹内町字釜池灘一、二、三の一、三の三、四から六まで、
七の一、一二の一、二三の三、二四の一から二四の三まで、
二五の一から二五の四まで、二六の一から二六の五まで、
二七の一、二七の二、二八の三から二八の六まで、二九の
一、二九の二、三〇の一から三〇の三まで、三一の三から

美保町字上灘	三二一の五まで、三二一の七、三二一の八、三二一の一〇から三二一の二四まで、三二一の二八から三二一の三〇まで、三六五三の一から三六五三の五まで、三六五三の一四、三六五三の一五、三六五三の一一、三六五三の二三、三六五三の二八から三六五三の三一まで、三六五三の三四、三六五三の三八から三六五三の三九まで、三六五三の三八から三六五三の四一まで、三六五三の四六、三六五三の四七及びこれらと一体をなす国有地
美保町字下灘	竹内町字上灘五四一の二の一部、五四一の三、五四一の四、五四一の六から五四一の一まで、五四一の一三から五四一の二八まで、五四一の三〇、五四一の三一、五四九の二九、五七二の三、五七二の五、五七二の六、五七七の三及びこれらと一体をなす国有地
高松町字下灘	高松町字下灘五四一の二から二七四の二二まで及び二七四の二六から二七四の二八まで
美保町字寛蔵	高松町字寛蔵三〇九の一から三〇九の六二まで、三二一の一、三二二の一、三二四の一、三二五の一、三二九の一、三三〇の一、三三一の一、三三二の二及びこれらと一体をなす国有地の一部
同上の区域（昭和五十六年十一月一日現在の地番による。）	竹内町字金池灘
高松町字下灘	竹内町字上灘のうち五四一の二の一部、五四一の三、五四一の四、五四一の六から五四一の一まで、五四一の三一から五四一の二八まで、五四一の三〇、五四一の三一、五四九の二九、五七二の三、五七二の五、五七二の六、五四九の二九、五七二の三、五七二の五、五七二の六、五七七の三及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
高松町字寛蔵	高松町字下灘のうち二七四の二から二七四の二二まで及び二七四の二六から二七四の二八まで以外の区域
高松町字寛蔵	高松町字寛蔵のうち三〇九の一から三〇九の六二まで、三二一の一、三二二の一、三二四の一、三二五の一、三二七の一、三二九の一、三三〇の一、三三一の一、三三二の二及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域

鳥取県告示第七十九号

生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十四条第一項の規定に基づき、指定医療機関から名称を変更した旨の届出があつたので、同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十七年一月二十九日

鳥取県知事 平林鴻三

昭和57年1月29日 金曜日

鳥取県公報

科 病 院	名	称	所 在 地	変更年月日
	医療法人共済会清水病院	医療法人共済会清水病院		
倉吉市宮川町一二九一一一	倉吉市宮川町一二九一一一	昭和五十七年一月一日		

鳥取県告示第八十号

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律（昭和三十二年法律第四十一号）

第十四条の三第一項の規定に基づき、被爆者一般疾病医療機関を次のとおり指定したので、原子爆弾被爆者の医療等に関する法律施行規則（昭和三十二年厚生省令第八号）第二十二条において準用する同規則第十二条の規定により告示する。

昭和五十七年一月二十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

指 定 年 月 日	名 称	所 在 地
昭和五十七年一月二十六日	倉元内科医院	
	境港市外江町一七三三三一	

茨城県の区域

鳥取県知事 平 林 鴻 三

昭和五十七年一月二十九日

鳥取県告示第八十二号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第十三条第四項の規定に基づき、次のとおり家畜伝染病が発生した旨の報告があつたので、同条第五項の規定により告示する。

昭和五十七年一月二十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

炭 疽	病 の 種 類	家 畜 伝 染 病 の 種 類	区分	頭 数	発 生 年 月 日	発 生 場 所
牛	牛	炭疽	牛	一	昭和和五十七年一月二十七日	東伯郡東伯町大字杉下
患畜	患畜					

鳥取県告示第八十三号

鳥取県告示第八十三号

豚コレラ予防に関する規則（昭和二十六年七月鳥取県規則第四十五号）第一条の規定に基づき、豚、その死体又は豚コレラの病原体をひろげるおそれがある物品の区域外との出入又は区域内での移動を禁止する。

それがある物品の移入を禁止する区域を次のとおり指定する。

区域を次のとおり指定する。

昭和五十七年一月二十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

青谷町西町土地改良区

鳥取県知事 平 林 鴻 三

東伯郡東伯町大字杉下字八橋野

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第八十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第六十七条第一項第一号に掲げる事由により、次の土地改良区が解散したので、同条第三項の規定により告示する。

昭和五十七年一月二十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

青谷町東町土地改良区

鳥取県告示第八十六号

用瀬町から申請のあつた町営土地改良（川中地区農道整備）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十七年一月二十六日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十七年一月二十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第八十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第六十七条第一項第一号に掲げる事由により、次の土地改良区が解散したので、同条第三項の規定により告示する。

昭和五十七年一月二十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

昭和五十七年一月二十九日

鳥取県告示第八十七号

佐治村から申請のあつた村営土地改良（佐治（高山）地区農道整備）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十七年一月二十六日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十七年一月二十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

三

鳥取県告示第八十八号

佐治村から申請のあつた村営土地改良（佐治（梨原）地区農業用用排水）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十七年一月二十六日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

て準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十七年一月二十六日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十七年一月二十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

昭和五十七年一月二十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第九十一号

関金町から申請のあつた町営土地改良（横峯地区農道舗装）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十七年一月二十六日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十七年一月二十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第九十二号

関金町から申請のあつた町営土地改良（横峯地区暗きよ排水）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十七年一月二十六日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十七年一月二十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第九十号

江府町から申請のあつた町営土地改良（貝田地区農道整備）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項におい

て準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十七年一月二十六日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十七年一月二十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県知事 平 林 鴻 三

昭和57年1月29日 金曜日

鳥取県告示第九十三号

昭和五十七年一月十一日付けで赤崎町から申請のあつた赤崎（向原）地区の換地計画については、審査した結果適当と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十七年一月二十九日

昭和五十七年一月二十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

住所 岩美郡岩美町大字池谷五九番地

鳥取県選挙管理委員会委員長 田 中 梅 藏

氏名 田中梅藏

- 一 縦覧に供する書類
二 換地計画書の写し

昭和五十七年一月三十日から二十日間

- 三 縦覧に供する場所
赤崎町役場

- 四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

昭和五十七年一月二十九日

鳥取県選挙管理委員会告示第九号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百八十七条第三項に規定する委員長の職務を代理する委員を次のとおり指定したので、鳥取県選挙管理委員会規程（昭和二十六年十月鳥取県選挙管理委員会規則第三号）第四条第一項の規定により告示する。

昭和五十七年一月二十九日

鳥取県選挙管理委員会委員長 田 中 梅 藏

住所 鳥取市野寺一四一一番地

氏名 土師 功

選挙管理委員会告示**鳥取県選挙管理委員会告示第八号**

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百八十七条第一項の規定

鳥取県選挙管理委員会告示第十号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第二百九十四号）第七条の規定に基づく

き、次の政治団体から届出事項に異動があつた旨の届出があつたので、同法第七条の二第一項の規定により告示する。

昭和五十七年一月二十九日

鳥取県選挙管理委員会委員長 田 中 梅 藏

昭和五十七年一月二十九日
管理者を置くことのできる病院等の指定について)の一部を次のように改正する。

政治団体の名称	異動事項	新	旧
島田安夫東部後援会	代表者	民野芳之助	水野五郎

鳥取県選挙管理委員会告示第十一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条第二項の規定に基づき、次のとおり指定団体の届出があつたので、同法第十九条の二第一項の規定により告示する。

昭和五十七年一月二十九日

鳥取県選挙管理委員会委員長 田 中 梅 藏

指定団体の氏名	公職の種類	指 定 团 体
岸本操	鳥取県議	主たる事務所の所在地 鳥取市湯所町一一二〇 浜本 晓

人事委員会規則

職務に専念する義務の特例に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十七年一月二十九日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 藏

鳥取県人事委員会規則第八号

職務に専念する義務の特例に関する規則の一部を改正する規則

職務に専念する義務の特例に関する規則の一部を改正する規則

事委員会規則第二十号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「次のとおり」を「一年につき二十日」に改め、同条第二項及び第三項を次のように改める。

2 前項に規定する一年は、暦年とする。

3 新たに採用された職員のその年の年次休暇は、第一項の規定にかかわらず、次の表に定める日数（国家公務員、他の地方公共団体の公務員その他人事委員会が別に定める者から引き続き職員となつた者にあつては、人事委員会が別に定める日数）とする。

採用された月	年次休暇
一月	二十日
二月	十七日
三月	十八日
四月	十五日
五月	十二日
六月	十日
七月	八日
八月	五日
九月	三日
十月	二日
十一月	一日
十二月	一日

る場合は、「二十日」に改める。

第六条 第六条を次のように改める。

第六条 削除

附則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 改正後の職務に専念する義務の特別に関する規則（以下「改正後の規則」という。）第二条第三項の規定は、昭和五十七年一月一日（以下「適用日」という。）以降に新たに採用された職員について適用する。

3 適用日の前日から引き続き在職する職員のうち、前項に規定する職員との権衡上必要と認められる職員の昭和五十七年の年次休暇の日数は、改正後の規則第二条第一項の規定にかかわらず、人事委員会が別に定める。

県費負担教職員の休暇に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十七年一月二十九日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

鳥取県人事委員会規則第九号

県費負担教職員の休暇に関する規則の一部を改正する規則

県費負担教職員の休暇に関する規則（昭和三十一年十二月鳥取県人事委

員会規則第十九号)の一部を次のように改正する。

第三条を次のように改める。

(年次休暇)

第三条 年次休暇の日数は、一年につき二十日とする。

2 前項に規定する一年は、曆年とする。

3 新たに採用された職員のその年の年次休暇は、第一項の規定にかかわらず、次の表に定める日数(国家公務員、他の地方公共団体の公務員その他人事委員が別に定める者から引き続き職員となつた者にあつては、人事委員会が別に定める日数)とする。

年次休暇	採用された月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月
二十一	十二月	十一月	十月	九月	八月	七月	六月	五月	四月	三月	二月	一月	十二月	十一月	十月
二十三	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	一月	二月	三月	四月

第五条第一項中「当該日数分」を「当該日数(その日数が二十日を超える場合は、二十日)」に改める。

第八条 削除

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 改正後の県費負担教職員の休暇に関する規則(以下「改正後の規則」という。)第三条第三項の規定は、昭和五十七年一月一日(以下「適用日」という。)以降に新たに採用された職員について適用する。

3 適用日の前日から引き続き在職する職員のうち、前項に規定する職員との権衡上必要と認められる職員の昭和五十七年の年次休暇の日数は、改正後の規則第三条第一項の規定にかかわらず、人事委員会が別に定める。

正 誤

昭和五十六年十一月鳥取県告示第千百六十九号(公有水面の埋立ての免許の出願について)中次の箇所に誤りがあつたので、訂正する。

正	誤
貞段行	誤
三四下十一	九三一番地一
四上四	九三一番地七